



第6次 大野城市総合計画



にぎわいとやすらぎの
コミュニティ都市
未来をひらく



未来をひらく にぎわいとやすらぎの コミュニティ都市 をめざして



市制施行から間もなく半世紀を迎えようとする中、新たな総合計画が始動します。

大野城市はこの半世紀で飛躍的な発展を遂げ、今では10万人の市民が日々の暮らしを営む、福岡県の中核をなす都市となりました。昭和の時代から進められてきた社会資本整備も完成へと近づき、過去に夢見た未来のまちの姿が現実のものになろうとしています。

まちの姿や人の流れが変わり、新たなにぎわいの創出が期待される一方で、少子高齢化の進展や頻発する自然災害など、市民生活を取り巻く環境も大きく変化しています。まちが成長期から成熟期へと向かう中、10万人のやすらぎをどのように守っていくのかが問われています。

まちの姿や社会情勢が変化しても、変わらないものもあります。それは地域の中で育まれた住民同士のつながりと共働の精神です。市民一人一人が主役となって、まちづくりに参画してきた歴史と風土こそが、先進のコミュニティ都市の礎となっています。

そして、いつの時代であっても、まちづくりの主役である市民の声に耳を傾け、手間を惜しまず、真摯に向き合っていくことが、市政運営の根幹になればなりません。総合計画の策定にあたっては、アンケートやワークショップなどの市民参加を基本として、手づくりの計画づくりを進めてきました。

市民と行政が共働の精神のもと、ともに歩んできたこれまでの歴史と揺るがない固い絆は大野城市の財産です。大野城市には過去から一つ一つ積み上げた大切な今があり、これから切り拓いていく、開かれた未来があります。

過去への敬意と未来への希望を胸に、第6次大野城市総合計画という新たな羅針盤のもと、「未来をひらく にぎわいとやすらぎのコミュニティ都市」の実現に向けて、これからも市民の皆様とともに歩みを進めてまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの市民、総合計画審議会、ならびに関係諸団体の皆様、心からお礼を申し上げます。

平成31(2019)年3月

大野城市長 井本宗司

基本構想

序論

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 基本構想の意義 | 2 |
| 2 | 目標年度 | 2 |

本論

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 都市将来像 | 4 |
| 2 | 都市将来像の実現に向けて | 6 |

基本計画

序論

- | | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 計画の構成と期間 | 12 |
| 2 | 施策の重点化 | 12 |
| 3 | まちづくりの基盤 | 13 |
| 4 | 人口フレーム | 14 |
| 5 | 財政フレーム | 18 |
| 6 | 土地利用 | 20 |
| 7 | 政策体系 | 22 |
| 8 | 進行管理と行政評価 | 24 |
| 9 | めざそう値 | 25 |

目次

本論

1 地域と行政の共働による魅力輝くまちづくり

地域づくり

01 地域と行政の共働	32
02 産業の振興	34
03 地域資源の活用	36
04 心のふるさと館を核としたふるさと意識の醸成	38
05 文化財の調査・保護・啓発	40
06 生涯学習の推進	42
07 生涯スポーツの推進	44
08 人権教育・啓発と男女共同参画の推進	46

自治体経営

09 戦略的自治体経営と行政改革の推進	48
10 情報提供の充実と情報の管理	50
11 情報化の推進	52
12 人材の育成と活用	54
13 法令に基づく公平公正な行政運営の推進	56
14 健全な財政運営と契約の透明性・公平性の確保	58
15 公有財産の適正な管理と調整	60
16 適正かつ公平な課税の実施	62
17 税負担の公平性と税務事務の信頼性の確保	64
18 公金の適正な管理と運用	66
19 円滑な監査の実施	68
20 円滑な議会運営	70
21 総合的な窓口サービスの向上と適正処理	72

2 未来を担う子どもたちが心豊かに育つまちづくり

子育て

01 妊娠・出産・子育てに関する切れ目ない専門的支援の充実	76
02 子育て支援の充実	78
03 待機児童の解消と安全で安心な保育環境の維持	80

教育

04 子ども・若者の健全育成	82
05 教育政策の推進	84
06 教育支援の充実と施設の整備	86
07 学校教育環境の振興	88
08 学校・家庭・地域・行政が連携した共育の推進	90
09 児童生徒の総合的な支援の充実	92

3 誰もが自分らしくすこやかに生活できるまちづくり

健康長寿

01	こころと体の健康づくりの推進	96
02	医療と年金の適正運営	98
03	高齢者の生きがいづくり	100
04	介護保険事業の適正運営	102
05	地域包括ケア体制と介護予防の推進	104

福祉

06	地域福祉の推進	106
07	障がい者（児）の社会参加の支援	108
08	生活保障と自立支援	110

4 都市と自然が共生した安全で安心なまちづくり

都市環境

01	機能的で潤いのある都市空間の創出	114
02	西鉄連続立体交差事業の推進と高架下空間の活用	116
03	幹線道路の整備と公園の管理	118
04	公共土木施設や付随施設の適正な維持管理	120
05	自然や生活環境の保全と循環型社会の構築	122
06	上下水道の健全な財政運営	124
07	上下水道施設の整備と維持管理	126
08	安全で安心な水道水の安定供給	128
09	上下水道の衛生管理とお客様サービスの向上	130

安全安心

10	危機事象への対応	132
11	安全安心なまちづくりの推進	134

資料編

1	策定経過	138
2	策定体制	143
3	大野城市総合計画審議会条例	144
4	大野城市総合計画審議会	146
5	大野城市総合計画策定プロジェクトチーム	147
6	市民満足度アンケート	148
7	まちの姿アンケート	152
8	まちの未来シンポジウム	154
9	中学生ワークショップ	156
10	まちの未来ワークショップ	158
11	政策イメージ画の制作者紹介	164

基本計画 序論

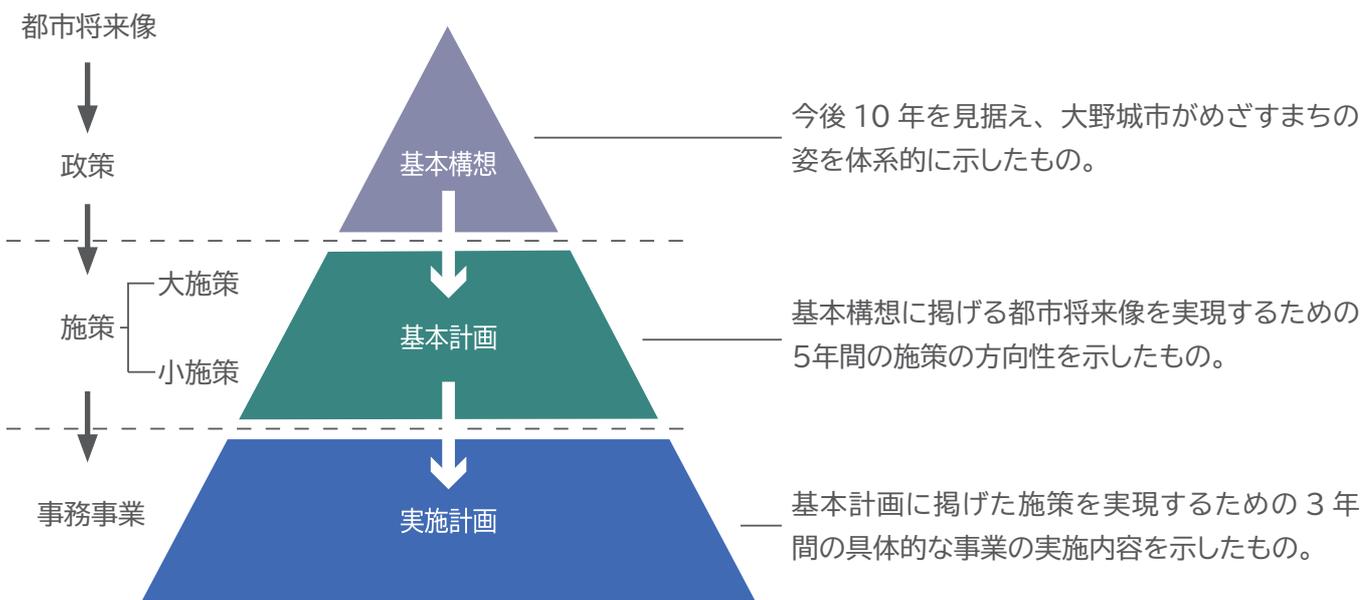
- 1 計画の構成と期間
- 2 施策の重点化
- 3 まちづくりの基盤
- 4 人口フレーム
- 5 財政フレーム
- 6 土地利用
- 7 政策体系
- 8 進行管理と行政評価
- 9 めざそう値

1 計画の構成と期間

基本計画は、基本構想に掲げる都市将来像の実現に向けた、今後5年間の市政運営の基本方針となるものです。

この基本計画では、基本構想に示す4つの政策を実現するために、49 の分野別の施策を示しています。各施策は大まかな基本目標を掲げた大施策と、具体的な内容を示した小施策に区分して整理し、大施策に基づいて、小施策が実施されます。

そして、これらの施策を着実に推進するために、3年を単位とする具体的な事業内容を示した実施計画を策定します。



2 施策の重点化

都市将来像の実現に向けては、社会情勢の変化や市民の多様化・高度化するニーズに的確に対応し、多様な選択肢の中から、限られた経営資源を有効に配分していく必要があります。

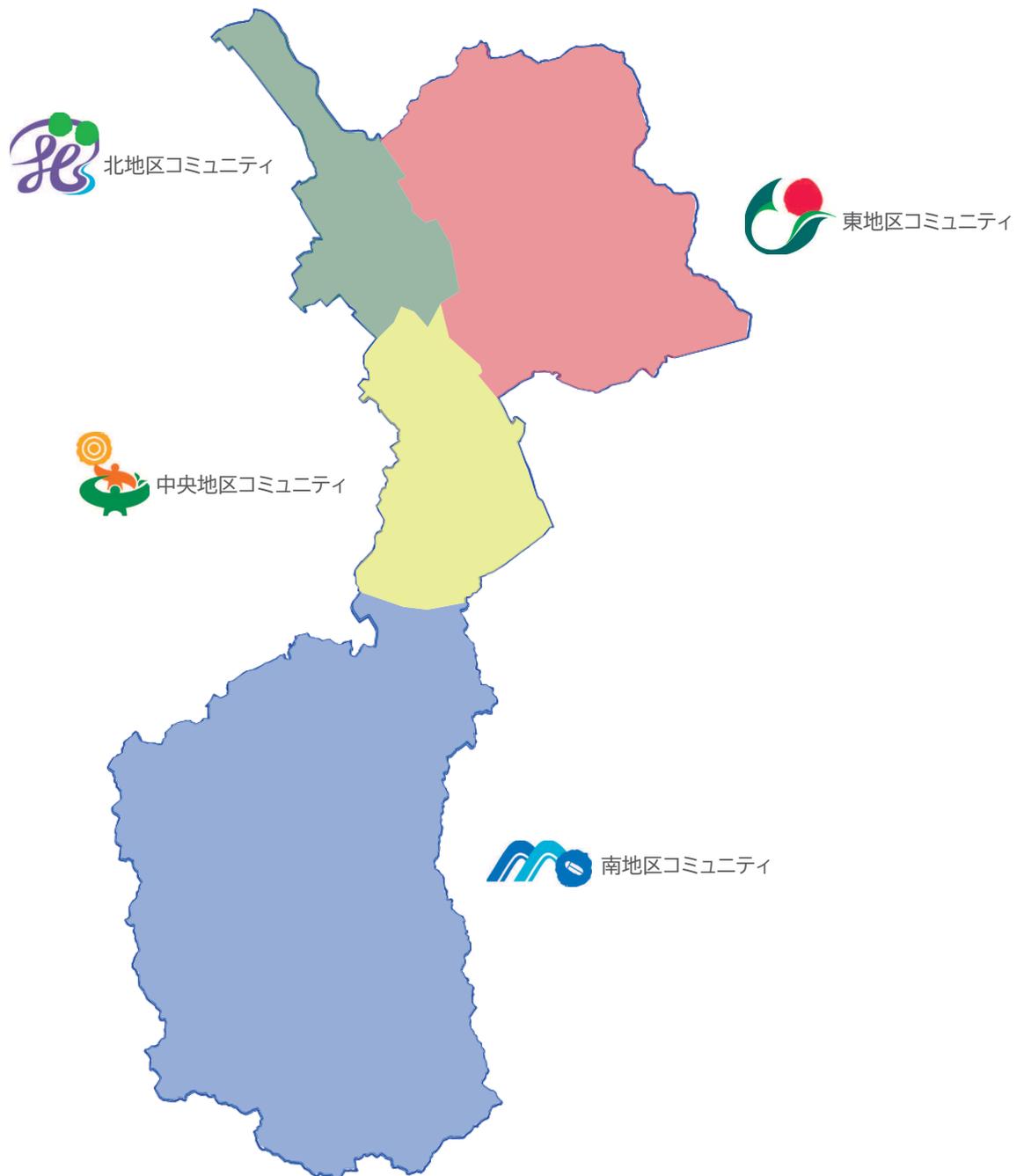
このことから、各施策の中から優先すべき戦略的な施策を重点施策に位置付け、選択と集中の視点から、経営資源の重点配分を行い、重点的かつ先導的に展開することで、都市の課題の克服と持続可能な都市経営の確立を目指します。

3 まちづくりの基盤

本市では、昭和40年代の急激な人口増加を背景に、住民同士の融和を図ることを目的とした「まどか運動」を提唱し、地域ぐるみによるまちづくりが行われてきました。その後、当時の小学校区を基本として、南・中央・東・北の4つの地区コミュニティが作られるなど、地域住民や各種団体などによる取り組みがさらに活発になり、現在でも、地区コミュニティごとに特色のあるまちづくりが進められています。

今後も、地区コミュニティを基本としたまちづくりと、市民と行政がそれぞれの役割を分担し、相互に連携・補完し合うパートナーシップによる取り組みを、将来にわたり計画的に展開します。

本市では、パートナーシップによるまちづくりを市政運営の重要な柱の一つに位置付けています。このことから、基本計画においても、さまざまな施策において、地域住民や各種団体などとの連携による相乗効果を生み出す方針を示しています。

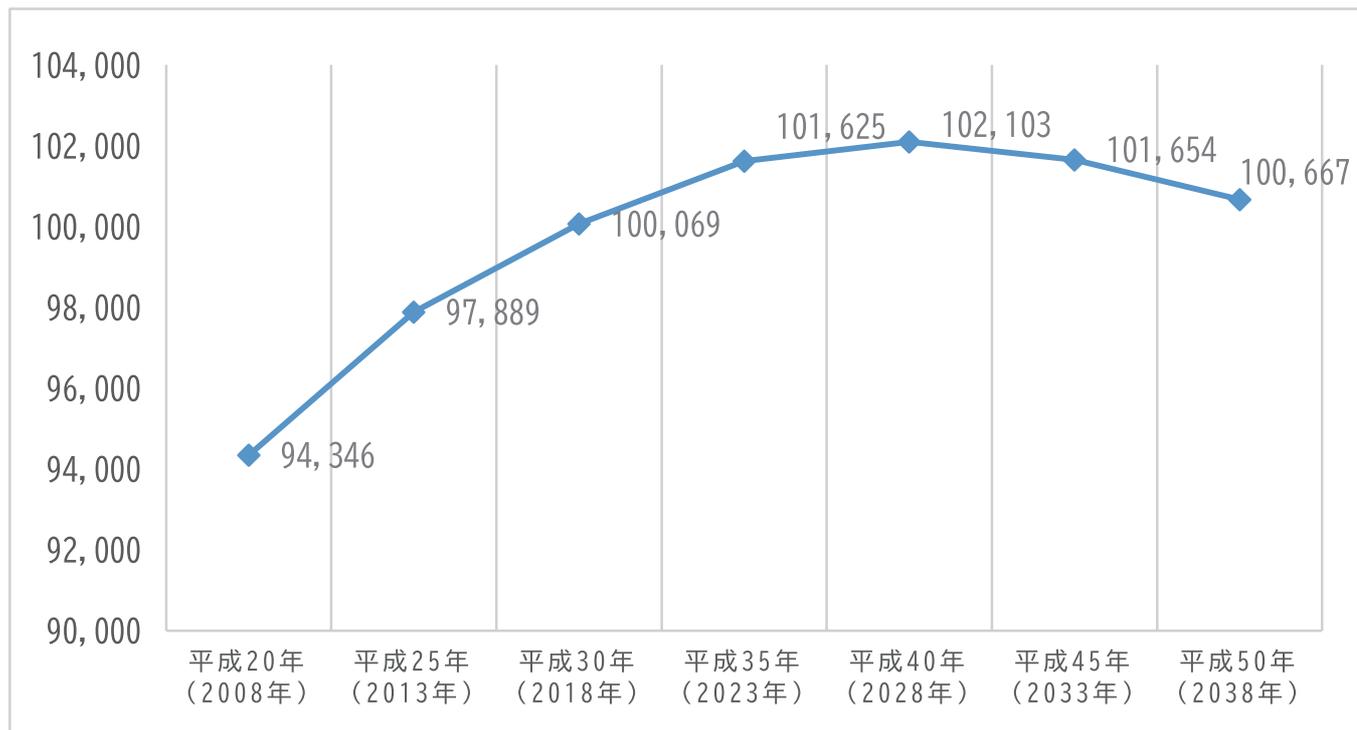


4 人口フレーム

わが国の総人口は平成 16（2004）年をピークに減少に転じましたが、本市の人口は、これまで一貫して増加を続け、平成 28（2016）年には、10 万人に到達しました。

今後の人口予測については、コーホート要因法による推計の結果、第 6 次大野城市総合計画の目標年次である平成 40（2028）年に人口 102,103 人まで増加し、その後、緩やかに減少していく見込みです。

単位（人）

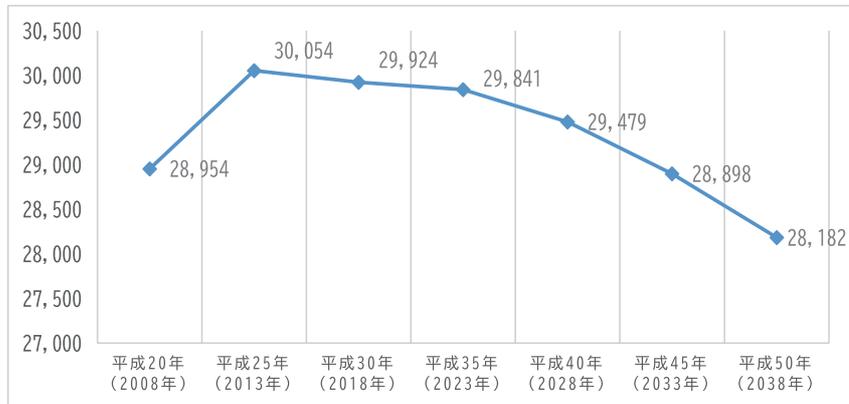


コーホート要因法

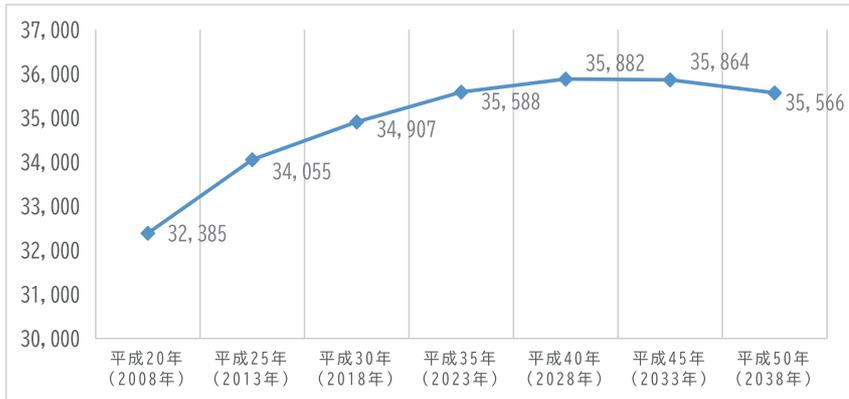
各コーホート（同じ期間に生まれた人の集団）について、「自然増減」（出生と死亡）および「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。「第 6 次大野城市総合計画」の人口フレームでは、学齢期準備である 4 月 1 日現在の人口を算出している。

地区コミュニティ別では、乙金第二土地区画整理事業の竣工などにより、近年、生産年齢人口が増加している東地区コミュニティをはじめ、北地区コミュニティや中央地区コミュニティで人口が増加していく見込みとなっています。一方で、高齢化が進む南地区コミュニティでは、人口は緩やかに減少していく見込みです。

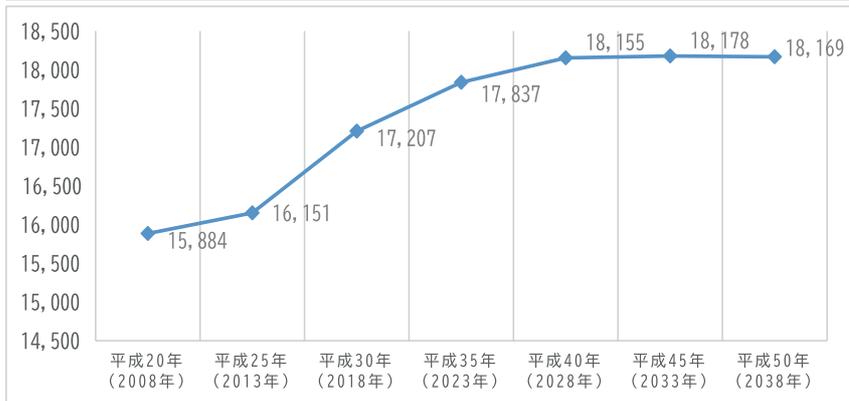
南



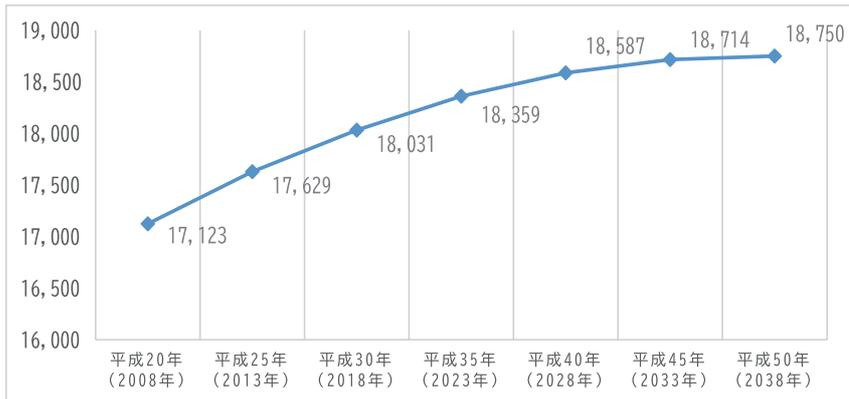
中央



東



北

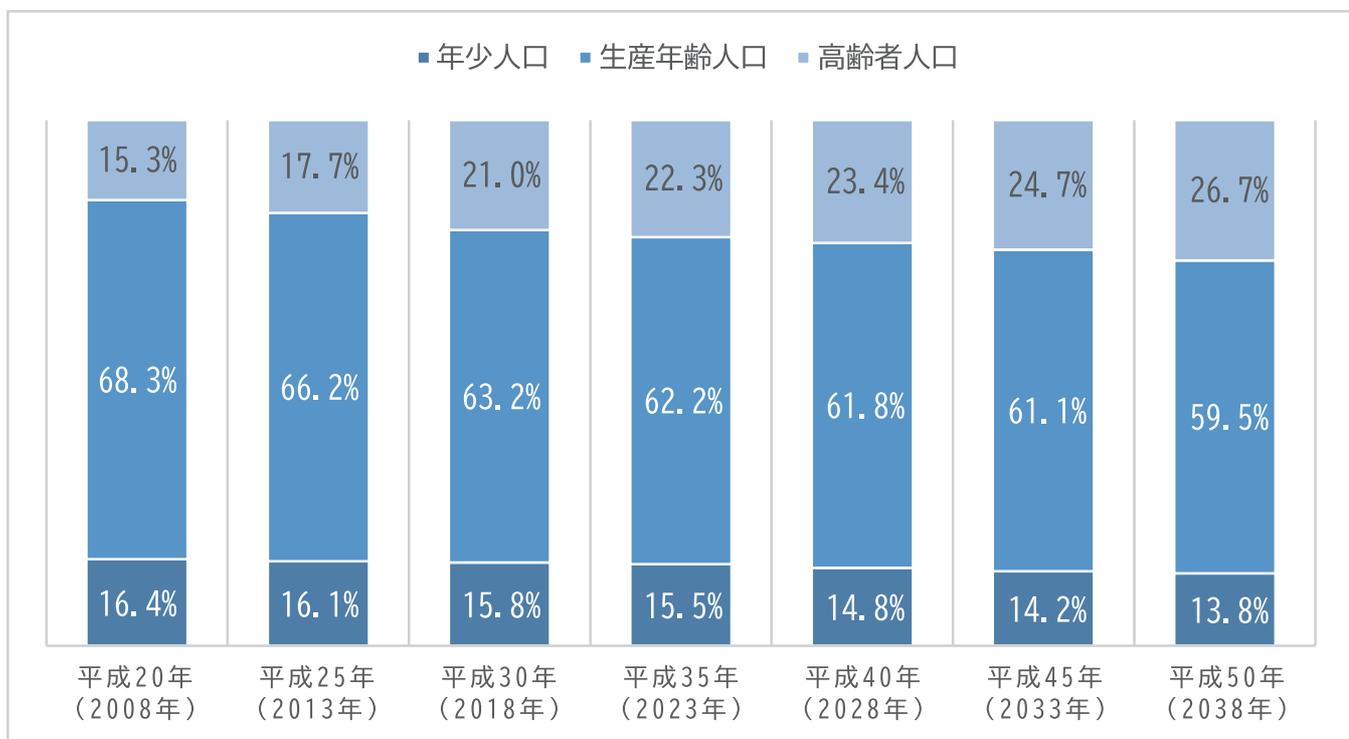


年齢別人口構成については、全国平均に比べて緩やかではあるものの、本市においても少子高齢化が進んでいく見込みです。

14歳以下の年少人口は緩やかに減少していく見込みであり、総人口に対する年少人口の割合は、平成30（2018）年の15.8%から、総合計画の目標年次である平成40（2028）年には14.8%に減少する見込みです。

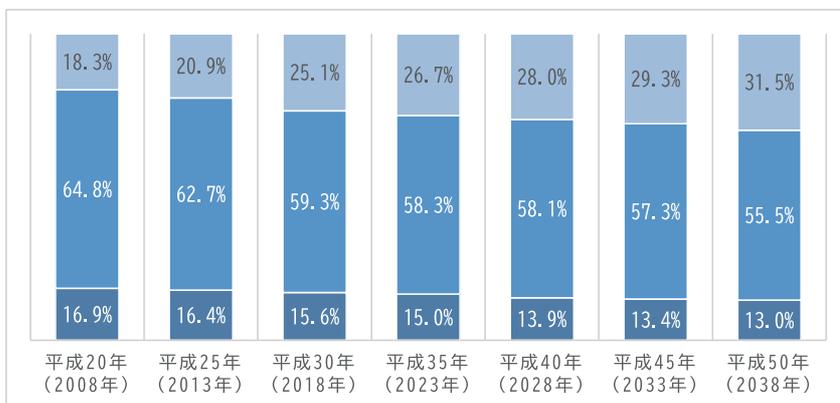
また、15歳から64歳までの生産年齢人口についても緩やかに減少していく見込みであり、総人口に対する生産年齢人口の割合は、平成30（2018）年の63.2%から、平成40（2028）年には61.8%に減少する見込みです。

一方、65歳以上の高齢者人口は、全国平均に比べて緩やかではあるものの、増加していく見込みであり、総人口に対する高齢者人口の割合は、平成30（2018）年の21.0%から、平成40（2028）年には23.4%に増加する見込みです。

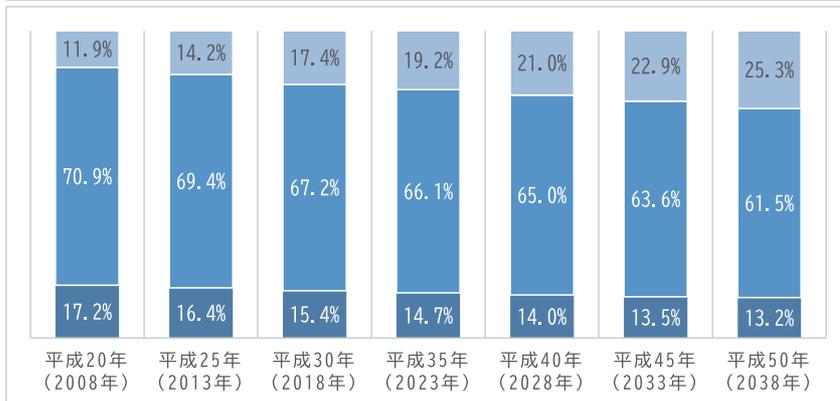


地区コミュニティ別では、全ての地区コミュニティで年少人口は減少し、高齢者人口は増加していく一方で、東地区コミュニティのみ、生産年齢人口が平成45（2033）年まで、緩やかに増加していく見込みです。

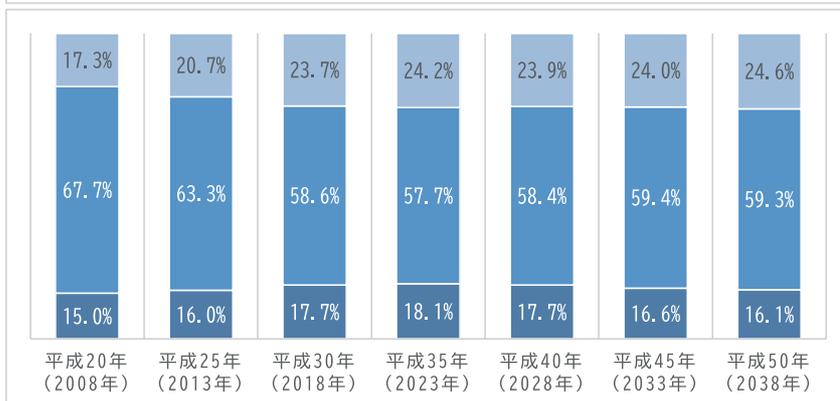
南



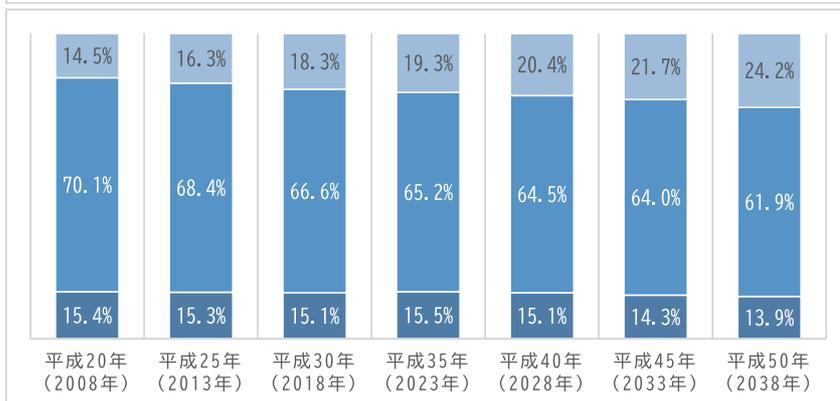
中央



東



北



5 財政フレーム

基本計画に掲げた各種施策を着実に推進するため、計画期間における財政フレーム（総枠）を設定しました。

この財政フレームは、一定の仮定のもとでの推計であることから、今後、わが国の社会・経済情勢、少子高齢化などに伴う社会保障制度の見直しや、地方財政制度の動向などに大きく左右されることも考えられます。このことから、財政フレームについては、毎年度策定する中期財政計画の中で見直しを行います。

●歳入（会計年度内の収入）

単位（百万円）

歳入科目	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)
市税	13,407	13,714	13,789	13,909	14,173	14,321	14,443
譲与税・交付金	2,475	2,329	2,326	2,323	2,320	2,318	2,316
地方交付税	2,928	2,841	2,796	2,784	2,760	2,709	2,681
国庫支出金	6,339	6,302	5,544	5,824	6,106	6,259	6,368
県支出金	2,254	2,238	2,409	2,487	2,515	2,533	2,543
繰入金	1,587	2,121	2,399	2,189	2,031	1,605	1,903
市債	3,281	3,029	3,378	3,398	3,529	2,642	2,555
その他（使用料・手数料、諸収入など）	2,841	2,472	2,208	1,901	1,902	1,928	1,903
歳入総額①	35,112	35,046	34,849	34,815	35,336	34,315	34,712

●歳出（会計年度内の支出）

単位（百万円）

歳入科目	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)
人件費	3,687	3,745	3,763	3,736	3,750	3,726	3,749
扶助費	9,308	9,737	10,129	10,277	10,461	10,733	10,993
公債費	3,427	3,307	2,989	3,103	3,120	3,199	3,305
物件費	4,177	4,190	4,210	4,214	4,210	4,165	4,190
補助費等	4,594	4,723	4,718	4,723	4,744	4,618	4,543
投資的経費	4,653	4,376	4,402	4,576	4,824	3,636	3,689
その他（繰入金、積立金など）	4,514	4,668	4,488	4,036	4,077	4,088	4,093
歳出総額②	34,360	34,746	34,699	34,665	35,186	34,165	34,562

●歳入・歳出差額

単位（百万円）

歳入科目	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)
差引（①－②）	752	300	150	150	150	150	150

歳入、歳出、歳入・歳出差額は平成 29（2017）年度の決算額、平成 30（2018）年度以降の決算見込額を示しています。

本市では、市債の借り入れは地方交付税措置があるものを優先的に活用することを財政運営の基本方針としています。したがって、地方交付税措置の見込みが不確定なものについては、財政フレーム上、基金を活用することとして推計しています。

事業を実施していく中で、地方交付税措置が見込まれる市債の活用を常に検討し、必要に応じて、基金の取り崩しと振り替えながら、今後も、健全な財政運営に努めます。

●市債現在高・積立金現在高の推移

単位（百万円）

歳入科目	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)
市債	3,281	3,029	3,378	3,398	3,529	2,642	2,555
市債現在高	21,568	21,793	22,287	22,702	23,246	22,842	22,253
基金現在高	15,541	14,623	13,437	11,954	10,637	9,740	8,539

●財政指標などの見込み

歳入科目	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)
財政力指数	0.81	0.81	0.82	0.82	0.83	0.83	0.83
経常収支比率（％）	86.8	86.8	87.2	87.3	86.6	85.8	85.0
実質公債費比率（％）	1.0	0.8	1.2	2.1	2.5	2.8	3.1

財政力指数

普通交付税の算定基礎となる数値で、地方公共団体が標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で確保できるかを表わした指標。3カ年の平均値が高いほど財政力が強く、1.00 以上（単年度）の団体は、普通交付税の不交付団体となる。

経常収支比率

税収や地方交付税などの経常的な収入が、人件費・扶助費・公債費などの経常的な経費にどの程度充てられたかを示す比率。この比率が低いほど財政構造に弾力性があるとされる。

実質公債費比率

公債費の財政負担を示す指標で、普通会計に公営事業会計、一部事務組合を含めた公債費が、標準的一般財源の規模に占める比率。比率が18%以上は、起債発行に国の許可が必要になり、25%以上は起債発行に制限を受けることとなる。

6 土地利用

土地は、現在および将来にわたって市民生活や経済活動の基盤になるものです。本市がめざす都市将来像の実現のためには、限られた資源である土地を有効に利用していく必要があります。基本計画では、本市の自然環境や地理的条件、土地利用の現状を踏まえながら、長期的視点に立ち、次のとおり土地利用の基本方針を定めます。

- ・西鉄連続立体交差事業完了後の駅前や高架下を中心ににぎわいを形成し、活力あるまちづくりを進めます。
- ・水害や地震などの自然災害を教訓とし、防災機能が整った、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・にぎわいと快適な居住環境、そして自然環境が共生するまちづくりを進めます。
- ・自然環境を保護すべき区域では、無秩序な開発を行わず、緑の再生への取り組みを強化します。

上記の基本方針を踏まえ市域を4つの地域に区分し、計画的に整備をします。

中心市街地地域

鉄道駅を核とし、商業・サービス業施設と中高層の共同住宅が集積する市街地と、旧集落を含む既成市街地が広がる利便性の高い地域です。駅前や高架下のにぎわいある空間と、既成市街地における住環境が調和する地域とします。

住居地域

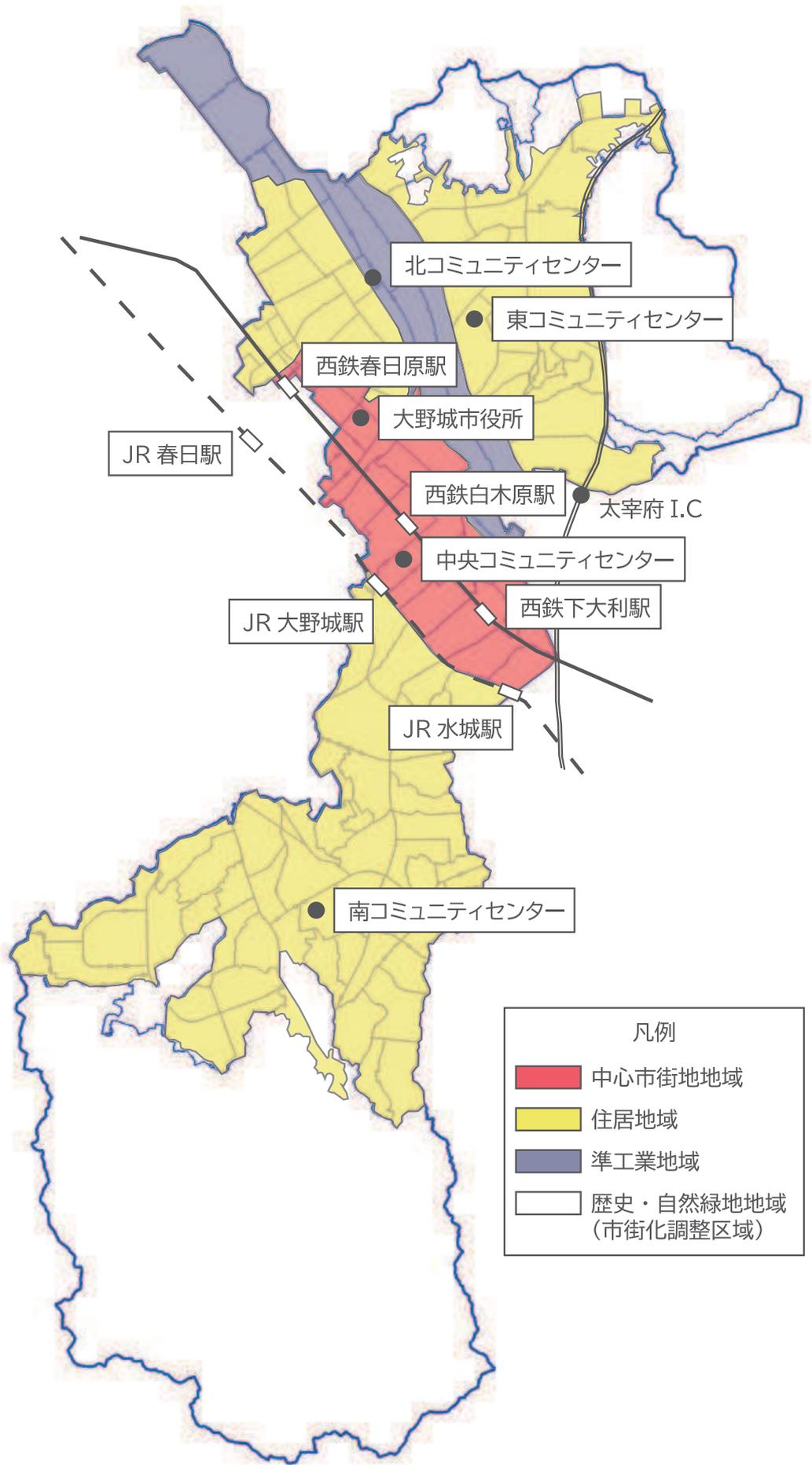
幹線道路沿いに事業所、店舗、共同住宅などが連なり、郊外にはゆとりある住居が広がる地域です。幹線道路沿いの中高層建築物と郊外の低層住宅が調和した利便性と快適な居住環境が共存する地域とします。

準工業地域

国道3号に沿った地域で、福岡空港、太宰府インターチェンジとのアクセスが良く、事業所・店舗などが立地する地域です。このアクセスの良さを活かした、産業活動の充実を図る地域とします。

歴史・自然緑地地域

福岡都市圏南部を代表する水、緑、田、畑、森林などの豊かな自然や遺跡、古墳などの歴史資源がある地域です。これらの資源を大切に保全し、活かしていく地域とします。



7 政策体系

都市将来像

未来をひらく にぎわいと

基本構想

政策

地域と行政の共働による
魅力輝く
まちづくり

01

未来を担う子どもたちが
心豊かに育つ
まちづくり

02

基本計画

施策

- 01 地域と行政の共働 重点
- 02 産業の振興 重点
- 03 地域資源の活用 重点
- 04 心のふるさと館を核としたふるさと意識の醸成 重点
- 05 文化財の調査・保護・啓発
- 06 生涯学習の推進
- 07 生涯スポーツの推進
- 08 人権教育・啓発と男女共同参画の推進
- 09 戦略的自治体経営と行政改革の推進
- 10 情報提供の充実と情報の管理
- 11 情報化の推進
- 12 人材の育成と活用
- 13 法令に基づく公平公正な行政運営の推進
- 14 健全な財政運営と契約の透明性・公平性の確保
- 15 公有財産の適正な管理と調整
- 16 適正かつ公平な課税の実施
- 17 税負担の公平性と税務事務の信頼性の確保
- 18 公金の適正な管理と運用
- 19 円滑な監査の実施
- 20 円滑な議会運営
- 21 総合的な窓口サービスの向上と適正処理
- 01 妊娠・出産・子育てに関する切れ目ない専門的支援の充実 重点
- 02 子育て支援の充実
- 03 待機児童の解消と安全で安心な保育環境の維持 重点

重点 …… 重点施策

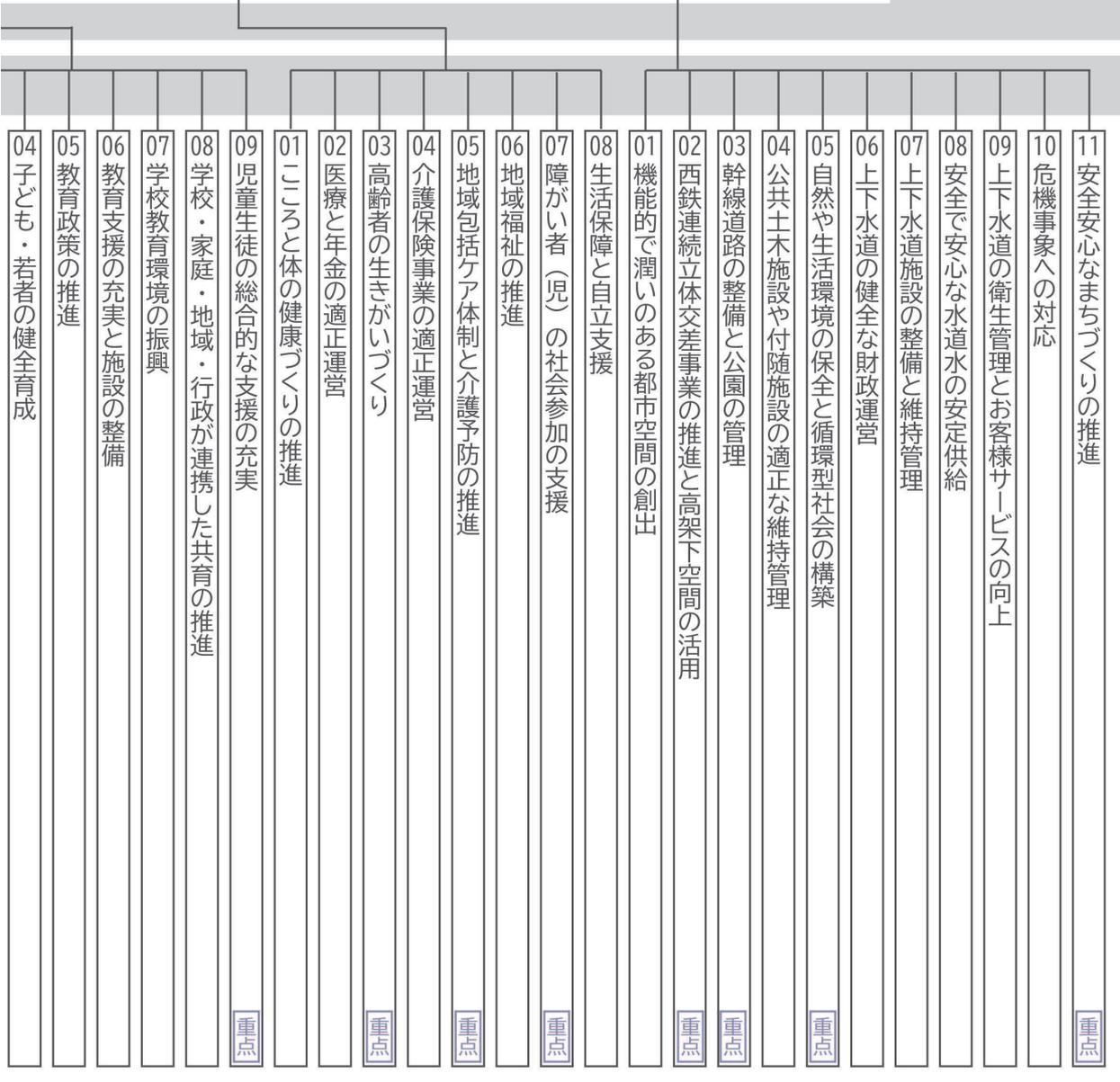
やすらぎのコミュニティ都市

誰もが自分らしく
すこやかに生活できる
まちづくり

03

都市と自然が共生した
安全で安心な
まちづくり

04



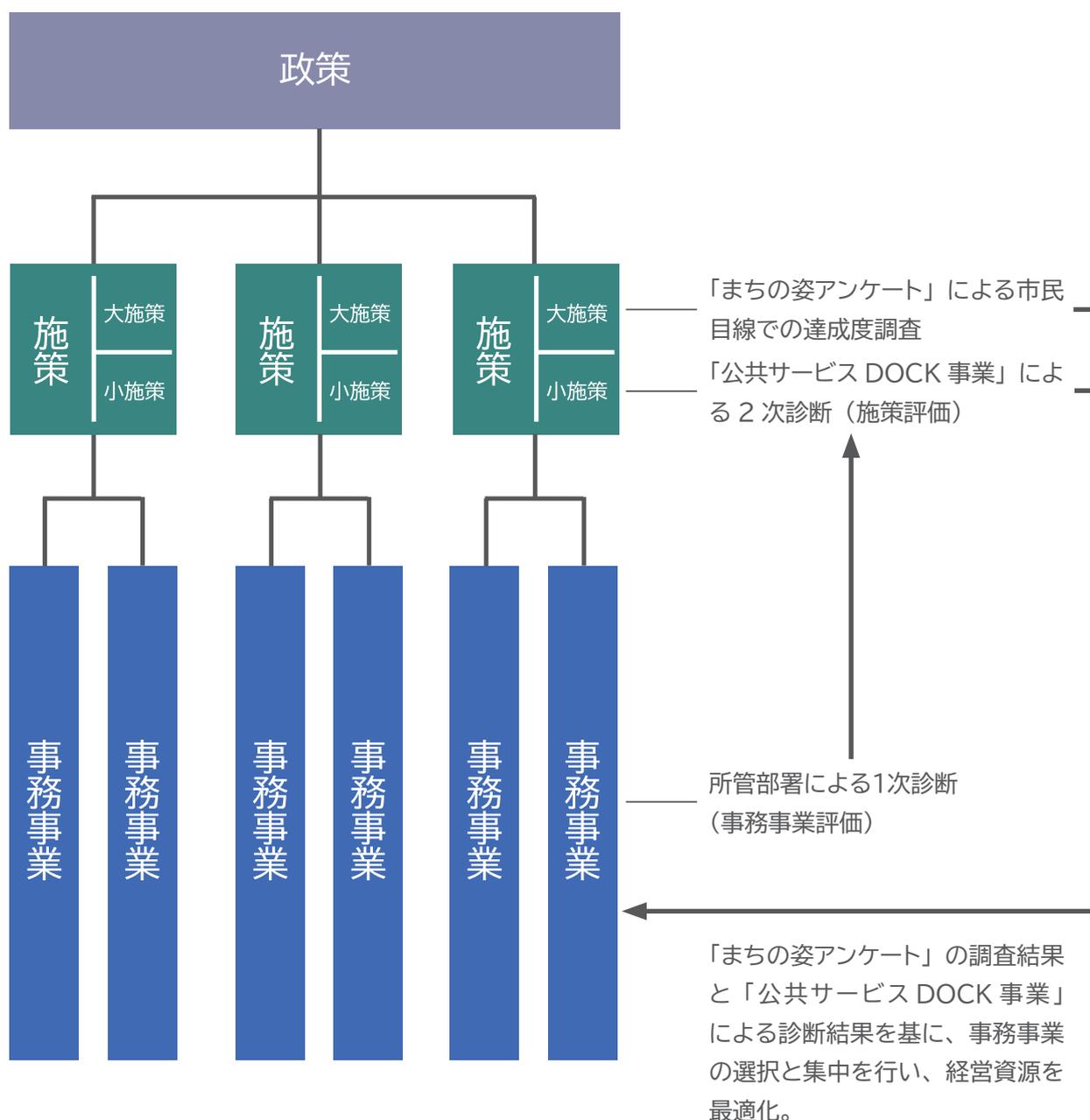
8 進行管理と行政評価

基本計画では、全ての施策に具体的な数値目標を設定し、その進捗を管理しながら計画を実行します。そして、この進捗管理に併せて、施策評価と事務事業評価を行うことで、業務の改善につなげます。

大施策については、特に市民に直接的に関係するものについて、市民を対象にした「まちの姿アンケート」により、目標となる「めざそう値」の達成度調査を行います。

また、小施策については、所管部署のマネジメントによる事務事業評価を基に、本市独自の統合型行政評価システムである「公共サービス DOCK 事業」により、第三者の視点から診断を行います。

これらの結果を総合的に勘案し、事務事業の選択と集中による経営資源の最適化を図ります。



9 めざそう値

「めざそう値」は、全ての大施策のうち、特に市民に直接的に関係するものについて、その目標が達成された際のまちの姿の達成度合いを指標化し、数値目標として表したものです。

設定にあたっては、市民を対象にした「まちの姿アンケート」の実施により、現状の達成度合いを5段階で評価し、数値化しています。

この現状値を基に、第5次大野城市総合計画の「まちの姿アンケート」における実績値やその推移を参照の上、施策の重点化を考慮し、5年後に達成すべき数値目標を「めざそう値」として設定しています。

なお、設定した「めざそう値」については、同様のアンケートにより、毎年達成状況を確認します。

まちの姿アンケートの数値化は以下の算式で行います。

$$\frac{\begin{array}{l} \text{「充分達成されている」の回答数} \times 5 \text{点} \\ \text{「ほぼ達成されている」の回答数} \times 4 \text{点} \\ \text{「まあまあ達成されている」の回答数} \times 3 \text{点} \\ \text{「あまり達成されていない」の回答数} \times 2 \text{点} \\ \text{「達成されていない」の回答数} \times 1 \text{点} \end{array}}{\text{「無回答」を除く総回答数}}$$

したがって、上限値が5、下限値が1、中間値は3となります。

政策	大施策	めざそう値 / 現状値	施策が達成された姿
01	地域と行政の共働による魅力輝くまちづくり	01 地域と行政の共働 重点	3.27/3.02 市民が地域の中で主体的にまちづくりに関わりやすい環境が整っており、市民と行政が連携し、支え合いながらまちづくりが進められている。
		02 産業の振興 重点	3.41/3.24 市内の商工業が活気にあふれ、精力的に活動しているほか、市街地と農地が共存し、農地の利活用が進められている。
		03 地域資源の活用 重点	3.18/2.84 市内の自然・歴史・産業・イベント・施設・人などの地域資源の魅力が活かされ、多くの人でにぎわっている。
		04 心のふるさと館を核としたふるさと意識の醸成 重点	3.35/3.15 「心のふるさと館」を核として、市民が「ふるさと大野城」に誇りを持ち、愛着が深まるようなまちづくりが進められている。
		05 文化財の調査・保護・啓発	3.12/2.91 文化財の調査・保護を進め、次の世代に残していくとともに、啓発活動などを通じて、文化財を大切に思い、地域を愛する心が育まれている。
		06 生涯学習の推進	2.81/2.51 「まどかびあ」やコミュニティセンター、公民館などにおいて、学習の機会や場所が整っており、生涯学習や芸術文化活動などを通して、地域の人と人とのつながりが深まっている。
		07 生涯スポーツの推進	3.21/2.89 生涯にわたりスポーツを楽しむ環境が整備され、スポーツ活動を通じた地域の人と人とのつながりが深まっている。
		08 人権教育・啓発と男女共同参画の推進	3.26/3.04 人権教育や啓発に取り組む関係団体と行政が互いに連携しながら、一人一人の人権が尊重され、お互いを理解し、認め合う人権社会と男女共同参画社会がとらわれている。
		09 情報提供の充実と情報の管理	3.04/2.74 広報紙やホームページなどで市民に必要な情報が十分に配信されており、市民との双方向的な意見交換が進められているほか、個人情報保護の取り組みが十分に行われている。

重点・・・重点施策

政策	大施策	めざそう値 / 現状値	施策が達成された姿	
02	未来を担う子どもたちが心豊かに育つまちづくり	01 妊娠・出産・子育てに関する切れ目ない専門的支援の充実 重点	3.22/2.91	保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、妊娠期から子育て期の保護者が、安心して妊娠・出産と子育てができるような環境が整っている。
		02 子育て支援の充実	3.13/2.95	子育て期の親子同士が地域の中でふれあう機会や場所が整っているほか、保護者への必要な支援や相談体制が充実している。
		03 待機児童の解消と安全で安心な保育環境の維持 重点	3.35/3.13	待機児童の解消に向けた取り組みや、安全で安心な保育環境を維持するための取り組みが進められている。
		04 子ども・若者の健全育成	3.21/3.08	市民が丸となって心豊かな青少年を育むために、学校・家庭・地域・行政が連携して、子どもや若者一人一人の成長を継続して支援する環境づくりが進められている。
		06 教育支援の充実と施設の整備	3.10/2.89	児童生徒やその保護者に対する必要な支援の実施や、学校施設の整備が進められ、安全・安心・快適・健康に学校生活を送ることができる環境が整っている。
		07 学校教育環境の振興	3.16/2.98	学校教育における児童生徒用のコンピューターをはじめとした情報手段を活用するために必要な設備や学習教材などが充実しており、効果的に学習できる環境が整っている。
		08 学校・家庭・地域・行政が連携した共育の推進	3.40/2.98	学校・家庭・地域・行政が連携して、子どもたちの放課後の居場所や家庭での学習環境づくりが進められている。
		09 児童生徒の総合的な支援の充実 重点	3.37/3.18	児童生徒の基礎的な知識や学ぶ意欲などを向上させ、確かな学力と豊かな人間性を育むとともに、いじめ対策や不登校の児童生徒およびその保護者への支援など、一人一人に寄り添った相談支援体制が整っている。
		03	誰もが自分らしくすこやかに生活できるまちづくり	01 こころと体の健康づくりの推進
03 高齢者の生きがいづくり 重点	3.28/3.03			高齢者が豊かな知識や経験を発揮し、地域社会に参加しやすい環境が整っている。
05 地域包括ケア体制と介護予防の推進 重点	3.29/3.04			医療・介護・福祉の関係機関や地域ボランティアなどが連携し、高齢者が住み慣れた地域で、人生の最後まで自分らしく生活することができる環境が整っている。
06 地域福祉の推進	3.22/3.09			地域住民がお互いに助け合い、支え合う福祉のまちづくりが進められている。
07 障がい者（児）の社会参加の支援 重点	3.38/3.19			障がいのある人の自立支援や社会参加が促進され、誰もが自分らしく生活できる社会がつけられている。
08 生活保障と自立支援	3.26/3.16			経済的に困っている人の生活が保障されるとともに、自立に向けた相談窓口や支援が充実している。

重点・・・重点施策

政策	大施策	めざそう値 / 現状値	施策が達成された姿
04 都市と自然が共生した安全で安心なまちづくり	01 機能的で潤いのある都市空間の創出	3.18/3.03	バスや電車などの地域公共交通ネットワークの再構築やバリアフリー化などを通して、全ての人が心地よく生活できる都市空間がつけられている。
	02 西鉄連続立体交差事業の推進と高架下空間の活用 重点	3.24/2.93	西鉄天神大牟田線連続立体交差事業の推進や高架下空間の活用などにより、魅力的な中心市街地の形成が進められている。
	03 幹線道路の整備と公園の管理 重点	3.33/3.10	駅周辺などの中心市街地と周辺住宅地を結ぶ幹線道路の整備による交通渋滞の緩和や、道路交通の安全確保の取り組みが進められているほか、公園の再整備や維持管理により、緑とゆとりのある都市空間が生まれている。
	05 自然や生活環境の保全と循環型社会の構築 重点	3.20/2.89	自然や生活環境の保全と、ゴミの減量やリサイクルの推進などによる循環型社会の構築を進めながら、自然と住民同士が共生する社会がつけられている。
	07 上下水道施設の整備と維持管理	3.10/2.86	水道管などの老朽化対策や浸水被害解消に向けた雨水施設の整備などを通して、安全で安心な都市の生活が守られている。
	11 安全安心なまちづくりの推進 重点	3.21/2.87	地域・警察・消防・行政などの関係機関が連携し、災害に強く、犯罪や事故のない、安全で安心な生活環境が整っている。

重点・・・重点施策

